

選挙公営の流れ

「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスター」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、益城町が各契約事業者に直接その費用をお支払いいたします。

